## 薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業実施要綱

制定 令和6年5月13日付6保医健薬第328号一部改正 令和7年4月9日付7保医健薬第129号

(目的)

第1条 本事業は、第四期東京都医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、東京都(以下「都」という。)がその環境整備として行う薬局への導入費用の助成事業を実施することにより、電子処方箋の活用・普及に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、都とする。

(事業内容)

第3条 電子処方箋の活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋運用開始施設の確実な確保等の環境整備を図るため、都が別途定める電子処方箋に関する取組に協力する都内薬局(健康保険法第63条第3項各号に定める保険薬局に限る。)の開設者に対し、令和7年9月30日までに導入完了した電子処方箋に関する導入費用の一部を交付する。

(その他)

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。